

下呂市の執務時間を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

下 呂 市 長

山内 登

令和 8 年下呂市条例第42号

下呂市の執務時間を定める条例を廃止する条例

下呂市の執務時間を定める条例（平成16年下呂市条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年12月 1 日から施行する。